公益財団法人史学会 倫理規程

(目的)

第1条 この規程は公益財団法人史学会(以下「この法人」という)の定款第6条の 規定に基づき、この法人が遵守すべき倫理規程を定めるものとする。

(組織の使命及び社会的責任)

第2条 この法人は、その設立趣旨に従い、公益目的事業の遂行にあたって重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当らねばならない。

(社会的信用の維持)

第3条 この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(法令等の遵守)

第4条 この法人は、関連法令及び本財団の定款、倫理規程その他の内規を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

(私的利益の禁止)

第5条 この法人の役職員は、公益目的事業に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第6条 この法人の役職員は、その職務の執行に際し、この法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他、この法人が定める所定の手続に従わなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第7条 この法人は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営 内容、財務資料等を積極的に開示し、基金拠出者、寄付者をはじめとして社会の理 解と信頼の向上に努めなければならない。 (個人情報の保護)

第8条 この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研 鑽)

第9条 この法人の役職員は、公益目的事業を行う能力向上のため、絶えず自己研鑽 に努めなければならない。

(規程遵守の監査)

第10条 この法人は、必要あるときは、評議員会の決議に基づき委員会を設置し、 この規程の遵守状況を監査する。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成24年6月6日から施行する。

(平成24年6月6日評議員会決議)